

前 金	部分払い
(有) 無	0 回

令和5年度下施汚ホ公第2-1号
新町汚水中継ポンプ場ポンプ設備(4号汚水ポンプ)修繕

設 計 書

津市上下水道事業局
下水道施設課

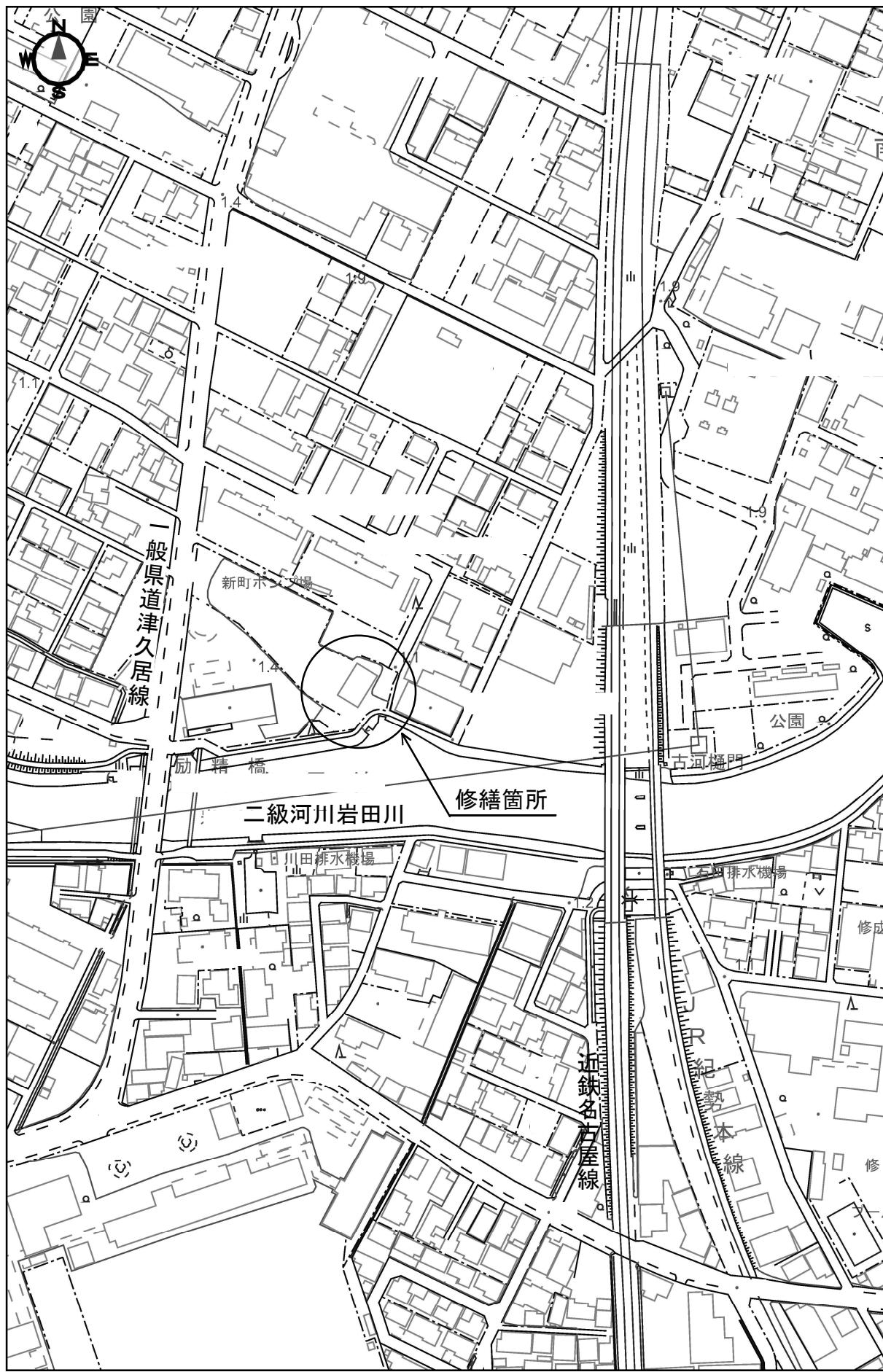
令和5年度	下施汚ボ ^ウ 公第2-1号	修 繕 設 計 書	局 長	
			局 次 長	
修 繕 名	新町汚水中継ポンプ場ポンプ設備(4号汚水ポンプ) 修繕		課 長	
			検 算 者	
施 工 場 所	津市	南新町	地内	調整・担当 主幹
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額)	— 円)	担当主幹	
			担当 副 主 幹	
工 期	令和6年1月19日限り		主 査	
			担 当	
修 繕 の 大 要			設 計 者	

水中汚水ポンプ取替 一式

水中ポンプ 口径 150 mm 出力 11 kW 1台

位置図

令和5年度下施汚水公第2-1号
新町汚水中継ポンプ場ポンプ設備
(4号汚水ポンプ)修繕



0 100m
1:2,500

内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本修繕費				1	式	_____	_____	
	機器費			1	式	_____		明細表第 1 号のとおり
		直接修繕費		1	式	_____	_____	
			輸送費	1	式	_____		
			労務費	1	式	_____		明細表第 2 号のとおり
			直接経費	1	式	_____		
			仮設費	1	式	_____		
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	_____	_____	
			共通仮設費	1	式	_____		
			現場管理費	1	式	_____		
			据付間接費	1	式	_____		
		計 (間接修繕費)						
		計 (据付修繕原価)						
	計 (修繕原価)							
	一般管理費等			1	式	_____		

內訛表

明 細 表

第 1 号

明 細 表

第 2 号

明 細 表

第 3 号

令和 5 年度下施汚ボ公第 2 - 1 号

新町汚水中継ポンプ場ポンプ設備（4号汚水ポンプ）修繕

仕様書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1)労働安全衛生法
- (2)消防法
- (3)建設リサイクル法
- (4)電気事業法
- (5)電気用品安全法
- (6)電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
- (7)計量法
- (8)日本産業規格（JIS）
- (9)日本電線工業会規格（JCS）
- (10)電気設備に関する技術基準を定める省令
- (11)電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (12)日本電機工業会標準（JEM）
- (13)（機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (14)（機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (15)その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類
上記の法律等は、適用するものの内容が重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2)地下水のかん養（雨水浸透等）

(3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設當造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するもの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1)写真的分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

(2)写真的色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3)写真的撮影基準

ア 写真的撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

- (1)施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2)技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3)保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、ポンプ設備の運転に際し、既設4号ポンプ井内の4号汚水ポンプの老朽化に伴う機能低下により、今後の運転に支障を来たす恐れがあるため、更新を行い、ポンプの機能促進を図るものである。

2 修繕範囲

- (1) 既設4号汚水ポンプの撤去（既設端子箱までの配線を含む）及び処分
- (2) 4号汚水ポンプの据付（既設端子箱までの配線を含む）
- (3) 4号汚水ポンプ試運転調整

3 修繕内容

既設端子箱側でポンプケーブルの結線を解き、既設4号汚水ポンプ及びポンプケーブルの撤去を行う。

ポンプの据付は、汚水ピットから既設端子箱までポンプケーブルの入線及び既設同等の結線を行い、ポンプを着脱装置に設置するものとする。

設置後は電流、絶縁抵抗等の値が基準を満足し、4号ポンプ井内及び運転状況に異常がないことを確認する。

なお、制御盤及びポンプの着脱装置・吊上げチェーン・配管類等は、既設を使用するものとし、取替えた既設ポンプは原則としてスクラップ処分するものとする。

4 機器仕様

(1) 水中汚水ポンプ

ア ポンプ仕様

修繕号機	4号
型式	吸込スクリュ付水中汚水ポンプ（着脱式）
ポンプ口径	φ150mm
吐出量	2.3m ³ /min以上
全揚程	14m
電動機出力	11kW
周波数	60Hz
電圧	220V
起動方式	スターデルタ方式
保護装置	サーマルプロテクタ、浸水検知
台数	1台
既設型式	S/CW150W11（株式会社西島製作所）

イ 構造

(ア)ポンプは、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。また、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

- (イ) ケーシングは、内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とし、分解組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取付けられたままで上部に取出せる構造とする。
- (ウ) 羽根車は、良質強靭な製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。また、羽根車はスクリュ形無閉塞一枚羽根とし平衡を十分とるとともに表面を滑らかに仕上げること。
- (エ) 主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び捩り振動に対しても十分な強度を有すること。
- (オ) 軸封部には、メカニカルシールを用い、運転中あるいは停止中を問わず、異物が電動機内に侵入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。
- (カ) 回転部質量及び水力スラストは電動機に内装した軸受けで支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑な自己潤滑ができる構造とする。
- (キ) 保護装置は、既設同等の保護装置を装着する。
- (ク) 揚程・吐出量を満たしていても出力の変更は行わないものとする。

ウ 主要材料

ケーシング	F C 2 0 0 以上
羽根車	1 3 C r ステンレス鋳鋼又は 1 8 C r - 8 N i 鋳鋼
主軸	1 3 C r ステンレス鋼

エ 塗装

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）による。

オ 付属品

水中ケーブル（標準 1 5 m）	一式
吸込ベルマウス	一式
その他必要なもの	一式

カ 試験及び検査

ポンプの検査は、製作工場にて組立完了後、J I S B 8 3 0 1に準拠した性能試験を行うものとし、試験成績表を提出すること。

5 その他

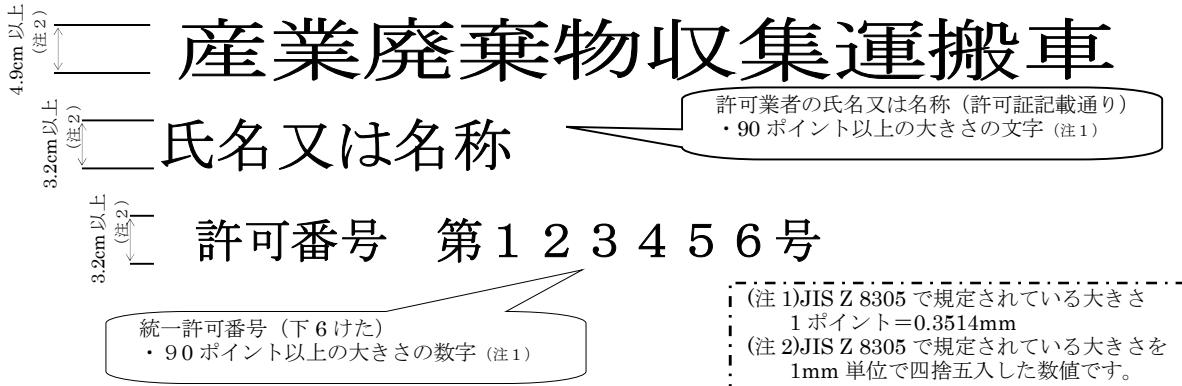
ポンプ型式の変更に伴い4号ポンプ井底部の釜場（又は予旋回槽）及び着脱装置等の改造が必要となる場合は、この修繕の範囲内とする。（契約金額の変更対象としない）

既設吸込ベルマウス下面とポンプ井底面との間隔は 6 1 m m。

第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

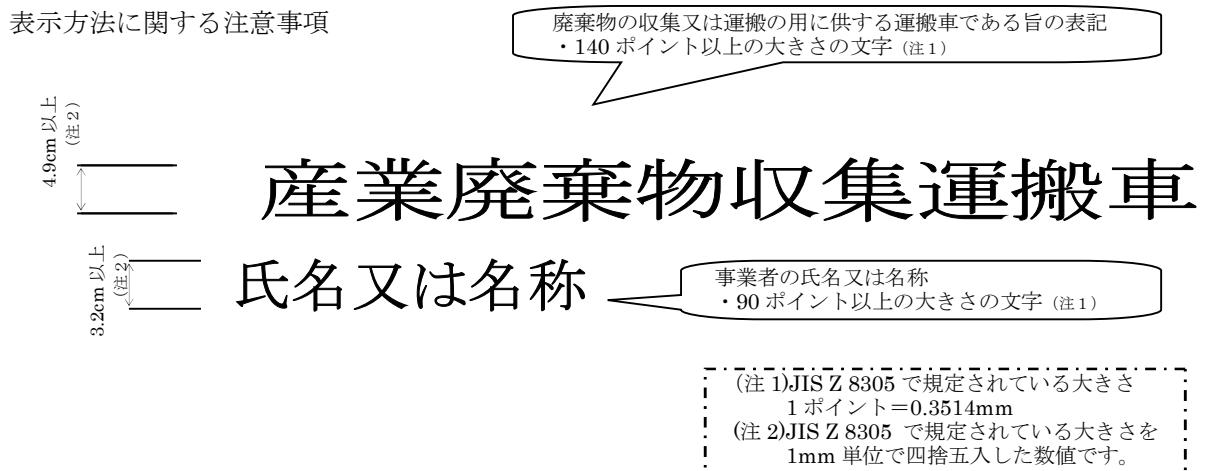
[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け] 産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

※車両の両側



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

※車両の両側



表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

（共通編）特記住様書

(注)上記条件及び内容の印当欄は、工事において制約を受け事などのあるものとする。又、別途記載した場合、会員登録説明又は「新規登録」等で記載したと見做すものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記住様書(共通編)

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋調査については、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に從事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士については、それをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公工事共通様式1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徴収し、監督員に報告するものとする。</p>
	民地の保全	<p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは民民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
安全対策	工事中の安全確保	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自会等と協議を行いうものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮つておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘については、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（<input type="checkbox"/> ）について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工種（<input type="checkbox"/> ）について、事前に（<input type="checkbox"/> 警察署）と立会を行い、確認後、施工を行いうものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</p>
	交通安全管理	<p><input type="checkbox"/> 工事の施工に伴つて、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとする。交通誘導警備員のうち1人有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員が提出を求めた場合は提出するものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受け事などあるものとする。又別途記載したじ印合併して表示する時は、設計と明示説明又は作業引合せ等により協議して適切な措置を講ずるものとする。

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策においては、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または濾過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、廃分にについては産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めるものとする。</p>
	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量化の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写し）等を添付するものとする。な</p>
	支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前金支払いに関する事項</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などでの明示する。
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）										
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事通仕様書「[1-1]-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p><名札の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">主任・監理技術者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名</td> <td style="width: 10%;">○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>○○○○工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>会社</td> <td>○○建設株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 写 真 2cm×3cm 程度 </p> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p>	氏名	○○○○	工事名	○○○○工事	工期	自○○年○○月○○日	会社	○○建設株式会社	印	
氏名	○○○○											
工事名	○○○○工事											
工期	自○○年○○月○○日											
会社	○○建設株式会社											
印												
	部分使用	<p><input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ </p>										
	部分引渡し	<p><input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ </p>										
	巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 当工事(修繕)は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。										
	その他	<input type="checkbox"/>										

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などとのことで明示する。
 変更が生じた場合は、印を明示されない制約等が発生したこととは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

施工条件仕様書 特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けるときは、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件件及びび内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> 既存施設あり <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他()) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 摻壁 (<input type="checkbox"/> ブロック等 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他())) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 <input type="checkbox"/> 工法制限あり <ul style="list-style-type: none"> ・制限を受ける工種 (<input type="checkbox"/> 制限内容 (<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保のため設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のため指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 	<input type="checkbox"/> 既存施設あり <ul style="list-style-type: none"> ・近接公共施設 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他()) ・近接施設 (<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 摻壁 (<input type="checkbox"/> ブロック等 <input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> その他())) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> 事故速報の提出 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり <input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則） <input type="checkbox"/> 事故速報の提出 <input type="checkbox"/> その他()
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他()
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）
		<p>① 水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。</p> <p>② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議するごと。工事着手後、計画工程表等を変更する必要が生じた場合は、随時協議を行い、計画を見直すこと。 ③ 水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。</p> <p>④ 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別途協議) ⑤ 施工方法 (<input type="checkbox"/> その他())</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、別途説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり <input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離（L= km） <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。（ <input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L= km、 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input type="checkbox"/> 再生処分場（ ） ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ）
		<p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】</p> <p>1)</p>
	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物處理及清掃に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廢棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 舗装切断時の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工監督員に写しを提出しなければならない。 <input type="checkbox"/> また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。	
	<input type="checkbox"/> 再生資源利用計画 <input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画	<p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 曜 日 ） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 薬液注入関係	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 設計条件（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 剔孔数量（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 工法関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生グラッシュヤーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 再生コングリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の品名： □ 盛土材 □ 埋戻し材 □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 <input type="checkbox"/> グレーチング □ その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。

(4) 明示受託業務事項・条件及び内容の印しに該当するものとします。明示受託業務事項に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 〔共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)〕	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) <input type="checkbox"/> 重点監督	<p>【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】</p> <p>□ 重点監督の場合 ○ 全ての工種に適用する。</p> <p>□ 対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。</p>
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<p>□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。</p> <p>□ 電子媒体の提出部数は、（<input checked="" type="checkbox"/> 2部 □ （　　）部）とする。 ○ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和4年7月改訂）を適用</p>
地質調査の 電子成果品等	□ 地盤情報データベースの登録の必要あり	<p>□ 檢定及び登録機関（一般財團法人国土地盤情報センター（https://ngic.or.jp/））</p> <p>□ 檢定料金の計上（<input type="checkbox"/> A検定 □ B検定） (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)</p>
産業廃棄物税	□ 産業廃棄物税	<p>□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。</p>
コリinz 作成・登録	□ コリinz（CORINS）の作成・登録	<p>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。</p>
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<p>□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムのデータ更新を行うこと。</p>
下請関係 次数制限	□ 下請企業の次数制限	<p>□ 本工事における下請の次數は、2次（建築一式工事は3次）までとする。</p> <p>□ 上記次數を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。</p>
特例監理技術者 の設置	□ 特例監理技術者の設置	<p>□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。</p>
配慮依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等ににおいて市内本店事業者を活用することに配慮すること。 <input type="checkbox"/> 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 <input type="checkbox"/> 建設機械、機器等の借入れ <input type="checkbox"/> 使用人等において市民の活用	<p>□ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等ににおいて市内本店事業者を活用することに配慮すること。</p> <p>□ 資材、原材料の市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。</p> <p>□ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。</p> <p>□ 建設業者等の使用者が必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。</p>
津市公契約条例	□ 津市公契約条例に関する特記	<p>□ 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするとときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立候補その他の本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び内容が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

施工条件件明示一覽表

明示項目	明示事項	条件件及び内部内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる -(1) 条例第7条第1項の規定に對して応答せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p>□ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第8条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合は、関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金収取について異議はありません。</p>
□ 労働環境の確保に係る誓約事項		<p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」といいう。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に對し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に對し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
		<p>□ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではなくない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、受注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求める場合、速やかに応すること。</p>
		<p>□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費相当額を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。 また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)</p>
		<p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務 (1) 契約の相手及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる障害物処理業者が有する障害物処理施設及び障害物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力をを行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることがができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p>新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密接場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」といいます。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の会議等、感染者との接触を防ぐための対策を講じることとされています。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密接場所等では、感染を拡大するリスクが高いことから、建物内での食事・休憩など、下請事業者等との多人数が集まる場面や密室・打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策を講じること。</p> <p>3 感染拡大防止対策を実施するためには追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」といいます。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導による自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。</p>
ワンドーレスボン	<input type="checkbox"/> ワンドーレスボンスの実施	<p>1 この工事は、ワンドーレスボンス実施対象工事である。「ワンドーレスボンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。</p> <p>なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によつては、根拠資料を挿入した提案を含むものとする。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	<p>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めることにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 契約締結時の提出書類 受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請専用サイトにより退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトにて登録した手続料(電子申請方式)について、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入除外届」について、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。</p>
津市工事請負の地元調整	<input checked="" type="checkbox"/> 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	<p>3 共済証紙購入額 工事の受注者は、「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の10000分の1・7以上を目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙類については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金並当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金並当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下、CCUSといふ。）に事業者登録を行っている受注者は、カードーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和5年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	内 容
4 工事説明の進め方	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいいう。	<p>4 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者に開示を行う。</p> <p>(2) 受注者は、受注後に開示する工事に依頼して、施工計画書を作成する。</p> <p>(3) 受注者は、受注した場合に説明することとし、発注者等に説明する。その上で工事に開示することとする。その上で工事を行うものとする。</p> <p>(4) 受注者は、地元代表者等と説明する。その上で説明者が同行する。</p> <p>(5) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要な工事現場の説明性の向上を図る。</p> <p>(6) 受注者の説明により周知し、工事を進めるものとする。</p> <p>(7) 受注者は、工事着手後、工事方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明する。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解説が困難な場合は、発注者も同行し、受注者が対応にあたるものとする。</p> <p>(8) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。</p>
5 不当要求行為等		<p>5 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する所轄の警察署及び暴力追放三重県民センター）に報告する。その他の事実を受ける場合は、その他の事実を報告する。</p> <p>(2) 受注者は、不當要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不當要求等を受けた事実を記録しておかなければならぬ。</p>
その他	□ その他	□ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。